

電子署名に関する2011年12月15日付  
モンゴル国法律[仮訳]

2015年最終改正

目次

- 第1章 総則
- 第2章 電子署名及びデジタル署名の使用
- 第3章 デジタル署名証
- 第4章 証書授与活動に従事する特別認可証
- 第5章 公開鍵基盤の分野における国の規制
- 第6章 その他

第1章 総則

第1条 法律の目的

1 この法律の目的は、電子署名又はデジタル署名を使用する法的根拠を確立し、デジタル署名の公開鍵基盤を形成することと関連する関係を調整することに存する。

第2条 電子署名の法令

- 1 電子署名に関する法令は、モンゴル国憲法、民法及びこの法律並びにこれらの法律に適合させて発布した法令のその他のアクトによりこれを構成する。
- 2 モンゴル国の国際条約にこの法律の定めと別段の定めのある場合には、当該国際条約の定めを遵守する。

第3条 法律の適用範囲

- 1 国家秘密にかかわるもの以外の情報又は文書を電子形式により移転し、又は転送することと関連する関係は、この法律によりこれを調整する。
- 2 デジタル署名証を授与する活動に従事する特別認可証と関連するこの法律により調整しない関係は、経済活動の特別認可証に関する法律の関連する条項によりこれを調整する。
- 3 電子形式により合意(契約)を行うことと関連するこの法律により調整しない関係は、民法の関連する条項によりこれを調整する。

第4条 法的術語の定義

- 1 この法律において使用する次の術語は、次の意義のようにこれを理解する。
  - (1) 「電子署名」とは、電子証憑に署名した者を確定するため、電子文書に添付し、又は統合した単語、文字、数、マーク又は形象を含む電子データをいう。
  - (2) 「デジタル署名」とは、電子文書を偽造し、又は変造することから保護するため、デジタル署名の秘密鍵を使用して情報をクリプトグラフ変換に導入して生じさせ、当該文書の構成要件となる電子署名の種類をいう。
  - (3) 「クリプトグラフ」とは、情報を隠匿する方法を研究する数学の分野を考究す

る科学をいう。

- (4) 「電子文書」とは、情報技術の技能手段又はソフトウェアを使用して生じさせ、送付し、受領し、又は保存することのできる電子データをいう。
- (5) 「デジタル署名の秘密鍵」とは、デジタル署名を生じさせ、又はデータを開くための用途を有する重複不能な排列をいう。
- (6) 「デジタル署名の公開鍵（以下「公開鍵」をいう。）」とは、当該デジタル署名の秘密鍵と数学的に関係し、データを秘密化し、デジタル署名を検査するための用途を有する排列をいう。
- (7) 「デジタル署名保有者」とは、デジタル署名証に定めたデジタル署名の公開鍵保有者である個人又は法人をいう。
- (8) 「デジタル署名証」とは、デジタル署名証を授与する活動に従事する特別認可証保有者の授与するデジタル署名を保有する権利、デジタル署名の公開鍵及び関連するその他の情報を含み、証明する電子文書をいう。
- (9) 「デジタル署名情報バンク」とは、デジタル署名証を授与する活動に従事する特別認可証保有者の授与するデジタル署名証及びそれを停止させ、延長し、又は失効させることに関する情報を含むバンクをいう。
- (10) 「特別認可証保有者の登録局」とは、デジタル署名を保有する旨の申請を受理し、及び登録し、情報を判定して決定し、又は拒絶し、特別認可証保有者に移転し、並びにコンサルティングを供与する権限を有する者をいう。
- (11) 「公開鍵基盤」とは、デジタル署名の秘密鍵若しくは公開鍵を生じさせ、組織し、割り当て、使用し、保存し、若しくは失効させ、又はそれを電子通信に伝送して使用することと関連するシステムをいう。
- (12) 「デジタル署名手段」とは、デジタル署名の秘密鍵を使用して電子文書のデジタル署名を生じさせ、若しくはデジタル署名の公開鍵を使用して電子文書の構成部分若しくは電子署名を検査し、又はデジタル署名の公開鍵若しくは秘密鍵を生じさせる可能性を与える技能手段及びソフトウェアをいう。
- (13) 「証明政策」とは、証明の名称の種類及び組織化、証明を授与する機関の引き受ける義務及び責任並びに対価、手数料、秘密保持、監査及び会計記帳についてよるべき基本の方針を確定した文書をいう。
- (14) 「証明活動手続」とは、デジタル署名証を授与する活動に従事する特別認可証保有者の活動に対し課すべき要求、活動の基本的規則及び安全性の監督を確定する文書をいう。

## 第2章 電子署名及びデジタル署名の使用

### 第5条 電子署名の使用

- 1 法律に別段の定めのある場合を除き、電子署名は、通常の署名と同様にこれを使用する。
- 2 使用者の電子署名の数及び形式に対しては、制限を定めない。

### 第6条 デジタル署名の使用

- 1 第18条所定のデジタル署名証を授与する特別認可証保有者（以下「特別認可証保有者」という。）の授与するデジタル署名証により証明するデジタル署名は、これを通常の署名と同様の効力を有すると認定する。
- 2 デジタル署名は、特別認可証保有者の授与するデジタル署名証を有する個人又は法人がこれを使用することができる。
- 3 国家機関又は国家所有を伴い、若しくは国家所有の参加を伴うその他の法人は、

電子文書を他人に移転し、又は転送するのにおいて、デジタル署名のみを使用する。

- 4 電子文書により公務を処理する一般的手続は、政府がこれを承認する。
- 5 民法の規定により登記させ、又は公証人により公証させる場合には、しかるべき合意(契約)以外の法律に書面により行う旨が定められたその他の合意(契約)は、電子形式によりこれを行うことができる。
- 6 デジタル署名証保有者は、法人である場合には、電子文書に当該法人を代表する権限を有する役職員のデジタル署名を使用する。
- 7 デジタル署名の使用と関連するこの法律により詳細に調整されていない関係は、関連する法律によりこれを調整する。

#### 第7条 デジタル署名の手段

- 1 デジタル署名が関係するデジタル署名証保有者である者にかかわるのか否か、又は関係する電子文書が完全であるか否かは、デジタル署名の手段を使用して検査する。
- 2 デジタル署名を作成し、又はデジタル署名の秘密鍵(以下「秘密鍵」という。)を保存するのにおいては、次の要求を満たしたデジタル署名の手段を使用する。
  - (1) デジタル署名のある電子文書の内容に変更を導入したか否かを判定する能力を有すること。
  - (2) デジタル署名証保有者を識別する能力を有すること。
  - (3) デジタル署名を偽造したか否かを判定する能力を有すること。
  - (4) 秘密鍵を不法に使用することを防止する条件を確保していること。
  - (5) 秘密鍵又はデジタル署名の公開鍵(以下「公開鍵」という。)を生じさせ、又は転送するのにおいて、その重複不能性及び秘密保持を確保していること。

#### 第8条 印章の導入

- 1 印章を押捺した、又は押捺すべき文書を電子形式により移転し、又は転送(受領)する場合には、第6条第2項及び第5項所定のデジタル署名のほか、印章を押捺して証明する権限を有する者のデジタル署名を加えて使用する。

#### 第9条 公開情報

- 1 特別認可証保有者は、次の情報を自己のウェブサイト又は情報ボードに理解しやすいように配置し、定期的に更新する。
  - (1) 第11条第1項及び第2項所定の情報
  - (2) デジタル署名証の授与手続
  - (3) デジタル署名証を失効させ、停止させ、又は回復することに関する通告
  - (4) 失効させ、又は停止させたデジタル署名証と関連する情報
  - (5) 法令所定のその他の情報

### 第3章 デジタル署名証

#### 第10条 デジタル署名証の授与

- 1 特別認可証保有者は、第34条第1項第(5)号所定の手続に従い申請を提出した個人又は法人に対しデジタル署名証(以下「証書」という。)を授与することができる。
- 2 個人又は法人は、デジタル署名証を取得する申請を特別認可証保有者又は特別認可証保有者の登録局に提出する。
- 3 特別認可証保有者は、公民証又はそれと同一視される文書の番号により第1項所定の個人又は法人と関連する情報が真実であるか否かを検査する。
- 4 第2項所定の者は、前項所定の情報の真実性を検査して、次の決定のいずれかを

採択する。

- (1) 特別認可証保有者は、情報が真実である場合には、証書を授与する。
  - (2) 特別認可証保有者の登録局（以下「登録局」という。）は、情報が真実である場合には、当該者に対しデジタル署名証を授与する旨の要請を申請人の記入した様式とともに特別認可証保有者に送付する。
  - (3) 申請人の情報に誤り又は不一致のある場合には、申請を申請人に返還する。
- 5 第2項所定の者は、証書を授与する前に次の事項を申請人に報告して認識させる義務を有する。
- (1) 法律に別段の定めのある場合を除き、デジタル署名を使用することにより通常の署名を使用するの同一の法的効果が生ずること。
  - (2) 証書を保有し、又は使用する技能その他の条件
  - (3) 秘密鍵の秘密保持及び安全性を確保する措置
- 6 証書は、これをデジタル署名を使用する指示とともにデジタル署名保有者に授与し、かつ、その旨をデジタル署名情報バンクに登録する。

#### 第11条 証書の内容

- 1 証書には、次の事項を表示する。
  - (1) 証書を授与した者の名称及び所在地
  - (2) デジタル署名保有者の名称及び電子アドレス
  - (3) 証書番号及び証書授与年月日
  - (4) 証書の有効期間
  - (5) 公開鍵
  - (6) 公開鍵を証明したクリプトグラフ変換の名称
- 2 証書保有者の申請により前項所定のもののほか、次の情報を証書に追加して表示することができる。
  - (1) デジタル署名を使用する権利に対し行った制限
  - (2) デジタル署名を使用して行う合意(契約)の価額の範囲に対し行った制限
  - (3) その他

#### 第12条 証書の期間

- 1 証書は、2年までの期間によりこれを授与する。

#### 第13条 証書の停止

- 1 違反が明らかとなった証書保有者の申立てにより紛争を審理する場合には、特別認可証保有者は、当該違反を検証して除去するまで証書を停止させ、違反を除去したことにより証書を回復する。

#### 第14条 証書の失効

- 1 特別認可証保有者は、次の事由により証書を失効させる。
  - (1) 証書の期間が満了したこと。
  - (2) 秘密鍵が開示された、又はそのおそれがある旨をデジタル署名保有者が特別認可証保有者に対し通知したこと。
  - (3) 証書保有者が証書を失効させるよう書面により申請を提出したこと。
  - (4) 証書保有者である個人が死亡し、又は法人が解散されたこと。
  - (5) 証書の取得において虚偽の文書を具備したと確定されたこと。
  - (6) 証書保有者が第16条第2項所定の義務を履行しなかったこと。

#### 第15条 証書の失効又は停止に関する通知

- 1 証書を失効させ、又は停止させた場合には、特別認可証保有者は、その旨をデジタル署名保有者に通知し、関連する情報を6時間以内にデジタル署名情報バンクに

導入する。

#### 第 16 条 証書保有者の権利及び義務

- 1 証書保有者は、次の権利を享有する。
  - (1) デジタル署名を使用する権利
  - (2) 証書を失効させ、停止させ、又は回復させる旨の申請を提出する権利
  - (3) 法令所定のその他の権利
- 2 証書保有者は、次の義務を引き受ける。
  - (1) 秘密鍵を他人に移転しない義務
  - (2) 秘密鍵の秘密を確実に保持する義務
  - (3) 秘密鍵を他人に知らせ、又は知らせる根拠があると認める場合において、その旨を利害関係人及び特別認可証保有者に直ちに通知する義務
  - (4) 法令所定のその他の義務
- 3 証書保有者は、自己の故意又は過失により秘密鍵を遺失し、又は秘密鍵の秘密を開示したことから生じた責任を引き受ける。

#### 第 17 条 外国のデジタル署名証

- 1 外国の関連法令に従い授与した証書は、モンゴル国において、これを使用することができる。

### 第 4 章 証書授与活動に従事する特別認可証

#### 第 18 条 証書授与活動に従事する特別認可証

- 1 証書授与活動は、通信に係る事項を所管する国家行政機関（以下「国家行政機関」という。）が授与する特別認可証によりこれに従事する。
- 2 証書授与活動に従事する特別認可証（以下「特別認可証」という。）は、モンゴル国の法令に従い設立されて活動を展開する会社にこれを授与することができる。
- 3 法人内部の活動において公開鍵基盤を使用する場合には、特別認可証を取得する必要がない。

#### 第 19 条 特別認可証申請人に課すべき一般的要求

- 1 特別認可証申請人は、次の条件を満たした者とする。
  - (1) 自己の証明政策及び証明活動手続を国際基準に従い立案し、承認すること。
  - (2) 国家行政機関の定めた財務、人材、技能、技術及び安全な活動に係る要求をすべて満たすこと。

#### 第 20 条 特別認可証の取得において具備すべき文書

- 1 特別認可証申請人は、申請に経済活動の特別認可証に関する法律第 11 条第 1 項第(1)号ないし第(4)号及び通信に関する法律第 13 条第 2 項第(1)号所定のもののほか、次の文書を具備する。
  - (1) 証明政策
  - (2) 証明活動手続

#### 第 21 条 特別認可証の授与

- 1 国家行政機関は、第 19 条所定の条件を満たした特別認可証申請人に経済活動の特別認可証に関する法律第 12 条の定めに従い特別認可証を授与することができる。
- 2 国家行政機関は、申請を受理するのにおいて、次の業務を展開する。
  - (1) 申請を登記し、その旨の説明を申請人に与えること。
  - (2) 申請及びそれに添付した文書が法律所定の要求を満たしているか否かを審査すること。
  - (3) 申請人が第 19 条第 1 項所定の条件を満たしているか否かを自ら検査したこと

に基づいて当該条件を満たしていると認める場合において、特別認可証を授与する旨の通知を与えること。

(4) 通知を受領した者が責任保険に加入し、関連資料を送付した後に特別認可証を授与すること。

3 国家行政機関は、特別認可証の授与を拒絶した場合には、根拠を示して書面により、又は電子メールにより回答を与える。

4 国家行政機関は、特別認可証を授与した決定を3業務日以内に公告する。

5 第2項第(4)号所定の責任保険の見積下限価額は、国家行政機関がこれを定める。

## 第22条 印紙税

1 特別認可証保有者は、国家印紙税に関する法律の定めに従い国家印紙税を納付する。

## 第23条 特別認可証の期間

1 特別認可証は、4年の期間によりこれを授与する。

## 第24条 特別認可証の期間の延長

1 特別認可証保有者は、当該特別認可証の期間の満了する1か月前までにその期間の延長を受ける旨の申請を国家行政機関に提出することができる。

2 特別認可証の期間を延長する申請には、次の文書を添付する。

(1) 特別認可証の写し

(2) 国家印紙税を納付した証憑

3 国家行政機関は、第1項所定の申請を受理した後5業務日以内に特別認可証を延長するか否かについて決定を採択する。

4 特別認可証は、4年の期間によりこれを延長する。

5 国家行政機関は、特別認可証の期間を延長する旨の決定を採択した後3業務日以内にその旨を公告し、特別認可証の登記に関連する記録を行う。

6 特別認可証保有者は、特別認可証の期間を延長しない場合には、特別認可証の期間の満了する1か月前までに証書保有者にその旨を通知する。

## 第25条 特別認可証の停止

1 特別認可証は、経済活動の特別認可証に関する法律第13条の定めに従いこれを停止させる。

## 第26条 特別認可証の移転の禁止

1 特別認可証を経済活動の特別認可証に関する法律第5条第3項の定めにより、売却し、贈与し、担保とし、又はその他の形式により他人の所有、占有又は使用に移転することは、これを禁止する。

## 第27条 特別認可証の失効

1 国家行政機関は、次の事由により特別認可証を失効させる。

(1) 特別認可証保有者である法人が解散されたこと。

(2) 特別認可証の取得において虚偽の文書を具備したことが確定されたこと。

(3) 特別認可証の条件又は要求につき多回にわたり、又は重大に違反したこと。

(4) 特別認可証を停止させた期間に違反を除去することについて課した要求を履行しなかったこと。

(5) 秘密鍵を遺失し、又は秘密鍵の秘密を開示したこと。

2 国家行政機関は、特別認可証を失効させた旨を経済活動の特別認可証に関する法律第14条第2項所定の手続により特別認可証保有者に対し通知し、決定を採択した後3業務日以内にウェブサイトにより公告し、かつ、それに特別認可証を失効させた根拠を明示する。

- 3 前項所定の特別認可証を失効させる根拠を承認しない場合には、特別認可証保有者は、それを証明する文書を国家行政機関に送付する。
- 4 国家行政機関は、前項所定の証明文書を審査して根拠のある場合には、特別認可証を失効させる旨の通知を失効させ、又は根拠のない場合には、特別認可証を失効させ、その旨の決定を特別認可証保有者に通知する。
- 5 特別認可証保有者は、前項の定めに従い特別認可証を失効させた決定を承認しない場合には、裁判所に対し訴えを提起する権利を有する。

#### 第 28 条 特別認可証の終了事由

- 1 特別認可証は、次の事由により終了する。
  - (1) 特別認可証の有効期間が満了したこと。
  - (2) 国家行政機関が特別認可証を失効させたこと。
- 2 特別認可証保有者は、特別認可証が終了するのにおいては、発生させて保存するデジタル署名情報バンクとともに特別認可証を国家行政機関に交付する。
- 3 前項所定の場合には、国家行政機関は、特別認可証保有者であった者が発生させて保存するデジタル署名情報バンクを契約に基づいて他の特別認可証保有者に移転する。
- 4 前項所定の場合には、デジタル署名保有者の保有する証書の期間及び条件は、従前どおり保存される。

#### 第 29 条 特別認可証保有者の権利及び義務

- 1 特別認可証保有者は、次の権利を有する。
  - (1) 証書を授与し、停止させ、回復し、又は失効させる権利
  - (2) 国家行政機関の承認した方法に従い証書を授与する役務料を定める権利
  - (3) 使用者の申請により公開鍵を生じさせる権利
  - (4) 登録局を設立して活動させ、又は他人をして証書に従い登録局の義務を履行させる権利
  - (5) 公民証又はそれと同一視される文書により第 10 条第 1 項所定の個人又は法人と関連情報を検査する権利
  - (6) 法令所定のその他の権利
- 2 特別認可証保有者は、次の義務を引き受ける。
  - (1) 他の機関の保有する秘密鍵の秘密保持及び安全性を保障する義務
  - (2) 国家行政機関の定めた技能及び安全に係る活動の要求を完全に満たした活動を展開する義務
  - (3) 証書と関連する登録を処理し、証書情報バンクを組成する義務
  - (4) 国家行政機関又は国家機関の課した法的要求を期間内に履行して回答を通知し、生じた違反を除去する措置を講ずる義務
  - (5) 国家行政機関の要求に従い証書の登録及び審査の分野の真実かつ客観的な情報を与える義務
  - (6) 特別認可証及びそれを取得するのにおいて具備した資料所定の情報に変更が生じた場合において、その旨を 3 業務日以内に国家行政機関に書面により通知する義務
  - (7) 証書に係る情報の真実性及び完全性に重大に影響を及ぼす可能性のあるファクターについて証書保有者に対し登録局を通じて通知する義務
  - (8) 証書の偽造を防止し、又は証書の秘密保持及び安全性を保障する措置を講ずる義務
  - (9) 国際基準に適合したデジタル署名の手段並びに安全な、信頼可能な、及び進歩

的な技術を利用する義務

(10) 活動において法令、国際基準及び国家基準を遵守する義務

(11) デジタル署名保有者の個人的秘密を開示せず、証書に承諾なくして変更を導入しない義務

(12) 第9条第1項所定の情報を自己のウェブサイトに配置し、定期的に更新する義務

(13) 証書をこの法律所定の手続に従い検査する能力を具備し、停止させ、若しくは失効させ、又は虚偽の証書を授与するのを予防し、保護する措置を講ずる義務

(14) 法令所定のその他の義務

3 前項第(12)号所定の「定期的に更新すること」とは、特別認可証のウェブサイトに配置する第9条第1項所定の情報を7日ごとに1回以上の割合により、又は必要のある場合には、その都度更新することをいう。

#### 第30条 登録局

1 前条第1項第(4)号所定の登録局は、次の義務を引き受ける。

(1) 使用者の登録情報を特別認可証保有者に与える義務

(2) 特別認可証保有者の授与したデジタル署名の手段を利用する義務

(3) 使用者の情報を特別認可証保有者に転送するのにおいて、公開鍵を複製して取得しない義務

#### 第31条 証書と関連する登録の管掌

1 特別認可証保有者は、証書を授与する活動の分野の情報を具備し、又は検査する能力を保障するため、証書と関連する登録（以下「登録」という。）を管掌する。

2 登録には、次の情報を表示する。

(1) 証書を授与し、停止させ、又は失効させた情報

(2) 電子署名に関する法令を執行し、及び安全性を保障するために講じた措置に関する情報

(3) 第10条第2項の定めに従い同条第1項所定の個人又は法人と関連する情報が真実であるか否か検査することに関する情報

(4) 第10条第3項所定の事項を同条第1項所定の個人又は法人に対し報告して認識させたことに関する情報

(5) その他の情報

#### 第32条 特別認可証保有者に対し禁止する事項

1 次に定める場合を除き、証書保有者又は第三者が秘密と認定した情報を他人に発給し、又は開示することは、特別認可証保有者に対しこれを禁止する。

(1) 当該者が自己の秘密を開示することを書面により承諾した場合

(2) 国家行政機関又は通信に係る国家監察官が法律所定の基本的職責を行使することと関連して要求した場合

(3) 裁判所の決定、裁判官の命令又は検察機関の承諾のある場合

### 第5章 公開鍵基盤の分野における国の規制

#### 第33条 国家行政機関の権限

1 公開鍵基盤の分野において、通信に係る事項を所管する国家行政機関は、次の権限を行使する。

(1) 公開鍵基盤を利用する分野において国がよるべき政策を立案し、執行する権限

(2) 公開鍵基盤の活動を統合した規制により保障するのにおいて、級を分けたシステムによる権限



- (3) 外国の公開鍵基盤の活動と国の公開鍵基盤の活動とを適合させる方向に沿って外国機関及び国際機関と共同で利用する権限
- (4) 証明政策及び証明活動手続に課されるべき要求を確定する権限
- (5) 第 18 条第 1 項所定の特別認可証を授与し、停止させ、又は失効させる権限
- (6) 法律所定のその他の権限

#### 第 34 条 通信規制委員会の権限

1 通信規制委員会は、次の権限を行使する。

- (1) 公開鍵基盤の利用と関連する一般的規則、手続及び指示を立案して承認し、執行に対し監督を行う権限
- (2) 公開鍵基盤の基準を立案し、権限を有する機関をして承認させる権限
- (3) 証書を授与する役務料の料率を定める方法を承認する権限
- (4) 証書の授与と関連する一般的手続を立案して承認し、執行に対し監督を行う権限
- (5) デジタル署名情報バンクを組成し、利用し、及び保存する手続を承認し、執行に対し監督を行う権限
- (6) 登録局を設立し、登録活動を展開する手続を承認する権限
- (7) 法令所定のその他の権限

### 第 6 章 その他

#### 第 35 条 電子署名に関する法令の執行に対し行う監督

- 1 電子署名に関する法令の執行に対し行う監督は、法律所定の権限の範囲において国家行政機関及び通信に係る国家監察官がこれを行う。
- 2 国家行政機関は、特別認可証保有者の活動に対し年に 1 回以上の割合により検査を行い、結論を採択する。
- 3 国家行政機関は、必要であると認める場合には、特別認可証保有者の活動に対し国際的威信のある第三者の研究員をして検査を行わせ、結論を採択させることができる。

#### 第 36 条 電子署名に関する法令違反者に引き受けさせるべき責任

- 1 電子署名に関する法令に違反した故意又は過失のある者に刑事責任を引き受けさせない場合には、裁判官又は通信に係る監察官は、次の行政責任を引き受けさせる。
  - (1) 第 18 条所定の活動に特別認可証なくして従事し、又は特別認可証の条件に違反して活動を展開した場合には、不法に取得した所得を没収し、故意又は過失のある役職員には 1 か月の最低労働賃金額に 10 倍ないし 15 倍を、法人には 1 か月の最低労働賃金額に 20 倍ないし 25 倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの罰金をそれぞれ科する。
  - (2) 秘密鍵の秘密を開示した役職員には 1 か月の最低労働賃金額に 3 倍ないし 5 倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの、法人には 1 か月の最低労働賃金額に 5 倍ないし 10 倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの罰金を科する。
  - (3) 第 6 条第 3 項又は第 4 項所定のデジタル署名を使用する手続に違反した役職員には、1 か月の最低労働賃金額に 3 倍ないし 5 倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの、法人には 1 か月の最低労働賃金額に 5 倍ないし 10 倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの罰金をそれぞれ科する。
  - (4) 第 10 条第 3 項又は第 5 項の定め違反して証書を授与した特別認可証保有者の特別認可証は、これを失効させ、不法に取得した所得を没収し、故意又は過失

のある役職員には1か月の最低労働賃金額に10倍ないし15倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの、法人には1か月の最低労働賃金額に15倍ないし25倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの罰金をそれぞれ科する。

- (5) 第13条第1項の定めに従い証書を失効させなかった特別認可証保有者には、1か月の最低労働賃金額に5倍ないし10倍を乗じたものと等しい範囲の罰金を科する。
- (6) 第14条第1項の定めに従って違反した特別認可証保有者には、1か月の最低労働賃金額に3倍ないし5倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの罰金を科する。
- (7) 第15条第2項の定めに従って違反した証書保有者の証書は、これを失効させ、1か月の最低労働賃金額に5倍ないし10倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの罰金を科する。
- (8) 第27条第2項の定めに従って違反した特別認可証保有者であった者には、1か月の最低労働賃金額に20倍ないし25倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの罰金を科する。
- (9) 第30条第1項所定の義務を履行しなかった特別認可証保有者には、1か月の最低労働賃金額に10倍ないし15倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの罰金を科する。
- (10) 第31条第1項の定めに従って違反した特別認可証保有者には、1か月の最低労働賃金額に10倍ないし15倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの罰金を科する。
- (11) 電子文書の内容に法律に違反して変更を導入した個人には1か月の最低労働賃金額に5倍ないし10倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの、役職員には1か月の最低労働賃金額に10倍ないし15倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの、法人には1か月の最低労働賃金額に15倍ないし20倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの罰金をそれぞれ科する。
- (12) デジタル署名情報バンクを消滅させ、又は不法に変更を導入した個人には1か月の最低労働賃金額に5倍ないし10倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの、役職員には1か月の最低労働賃金額に10倍ないし15倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの、法人には1か月の最低労働賃金額に20倍ないし25倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの罰金をそれぞれ科する。
- (13) 国家機関の法的要求を履行しなかった役職員には1か月の最低労働賃金額に3倍ないし5倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの、法人には1か月の最低労働賃金額に5倍ないし10倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの罰金を科する。

#### 第36条 法律違反者に引き受けさせるべき責任（2017年7月1日施行）

- 1 この法律に違反した公務員の行為が刑事事件の性質を有しない場合には、公務に関する法律所定の責任を引き受けさせる。
- 2 この法律に違反した個人又は法人には、刑法又は行政的違法行為に関する責任を引き受けさせる。

(モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：吉川景司 事務局長：大牟田啓)